



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:大形(おかた)

マイナンバー制度について (1)

本年2015年10月より、マイナンバー制度が導入されることとなりましたが、マイナンバー制度は、企業に及ぼす影響も大きくなっています。

そこで、今回のあおぞらレターでは「マイナンバー制度について」の第1弾として、まずはマイナンバーの基礎知識やマイナンバー制度導入に伴うスケジュールについてご案内します。



1. マイナンバー制度とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（内閣府）」

マイナンバー制度は、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。（内閣府）
マイナンバー制度では、行政手続において、次のような番号を付すことが必要となります。

特に、企業においては、従業員から取得する「個人番号」についての影響が大きくなっています。

- 個人番号…日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる 12桁の番号をマイナンバーといいます。
- 法人番号…1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、誰でも自由に使用できます。

2. マイナンバーって何に使うの？

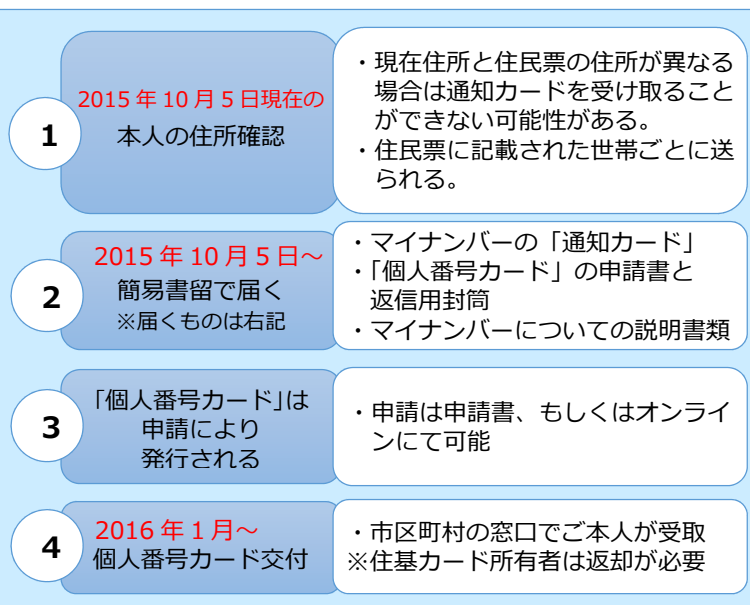
社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。
具体的には右記のようなものがあります。

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付の請求 等

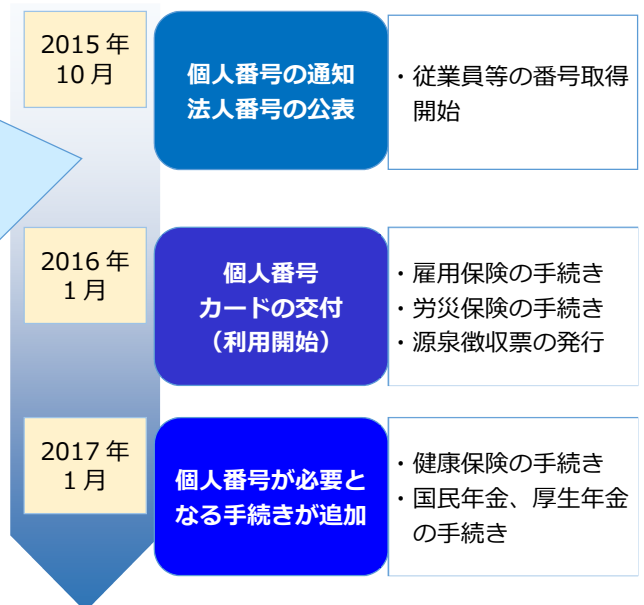


3. マイナンバー（主に個人番号）に関するスケジュール

● マイナンバー交付まで（従業員）



● マイナンバー利用まで（会社）



※「個人番号カード」はマイナンバーのほか、本人の身元確認にも利用できます。

マイナンバー制度がはじまることによる企業への影響は第2弾でご説明いたします。

- マイナンバー制度について詳しくは、下記 URL をご確認ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277